

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下における教団、教区、教会等の会議に関する諸問題

櫻井罔郎

(元東京基督教大学教授・「法と神学」のミニストリーズ代表)

I 新感染症の発生と宗教活動

2020年新年早々の1月5日、厚生労働省検疫所から、「2019年12月31日、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が発生した旨の通知が世界保健機関（WHO）にあった」旨が発表され、未知の病原体による新しい感染症が発生したことが世に知られることとなった。

2020年1月10日、国立感染症研究所は、2019年12月12日から同月29日までの間に武漢市において発生した原因不明の肺炎について、WHOが、2020年1月9日、患者の体内から「新種のコロナウイルス」が検出された旨を発表している。

2020年1月30日、WHOは、武漢市で発見された「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」に関して、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）においては、二類感染症に分類されている重症急性呼吸器症候群（いわゆる「サーズ」）や中東呼吸器症候群（いわゆる「マーズ」）の感染者が発見された場合、病気の伝播を抑えるために、感染者には感染症指定医療機関への入院措置がとられ、陰圧管理された病室で治療し、感染経路や接触者を特定するものと規定されている。

2020年2月1日、政府は、政令により、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を、感染症法の「指定感染症」⁽¹⁾に指定し、2020年3月13

日、新型インフルエンザ等特別措置法（特別措置法）を改正して、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を「新型インフルエンザ等」に含めることとした（2020年3月14日施行）。

この感染症は世界的な蔓延をすることが予想され、短期に終結する一過性のものではないと考えられたことから、筆者は、この感染症に対する今後の対策を検討するとともに、この感染症に関して関係者との協議を重ね、各宗教団体に向けて、会議および集会における感染症対策に関する注意喚起を行ってきた。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

宗教団体にとって、その意思を決定する会議は極めて重要であり、その

-
- (1) 「指定感染症」とは、既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、12条から44条の5までの規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病の蔓延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう（感染症法6条8項）。
 - (2) ホームページ〈<https://law396.com>〉の「危機管理」「新型コロナウイルス感染症」のページ。
 - (3) 2020年6月5日・京都仏教会「新型コロナウイルス感染症・中小企業持続化給付金と『信教の自由』」、2020年6月23日・京都仏教会「新型コロナウイルス感染症・渦中対応および事後対策と『信教の自由』」、2020年7月10日・東京都宗教連盟「新型コロナウイルス感染症と『信教の自由』」、2020年10月7日・東京都宗教連盟「感染リスクと持続化規程」、2020年11月26日・日本キリスト教連合会「コロナ禍における教会と法律の諸問題」、2020年12月4日・東京都宗教連盟「持続化規程としての感染症防止規程」、2021年2月1日・東京基督教大学大学院「感染症対応と信教の自由」、2021年4月23日・東京都宗教連盟「宗教法人のオンライン会議」など。
 - (4) 『日本キリスト教連合会会報』2020年12月「新型コロナウイルス感染症と教団・教会等の会議」、『カトリック新聞』2020年3月8日「新型コロナウイルス対応」・2020年6月14日「コロナ禍で経済的に大変な方への緊急措置」・2020年10月11日「教会で信徒がマスクを販売する問題点」、『月刊住職』2020年12月号「お寺も関わるテレワークの法律」・2021年3月号「寺院オンライン会議の法律」、『宗教法人の法律』（新日本法規）「寺院をリモートワークのための施設として貸し出す場合」など。

機能を失すれば、宗教団体の活動は休止や停止を余儀なくされてしまうからである。

そこで、本稿においては、感染症の影響下（以下「感染症下」という。）における基督教の教団、教会、連盟、連合、連合会、協議会、教区、中会、宣教区、地方連合、教会、集会、伝道所等（以下「教団等」という。）の会議に関する諸問題について考察し、その対応策を講じたい。

II 教団等の会議と感染症対策

1 三密回避・外出自粛・移動自粛と会議

感染症法・特別措置法による緊急事態宣言・蔓延防止措置等により、感染症対策として、全国的にまたは地域を限定して、(1) ①多数の人が一所に集会・集合する「密集」、②人と人が近接する「密接」、③複数人の所在する空間を閉じる「密閉」の「三密」を回避する「三密回避」が強く求められ、(2) ①飲食店等の休業、営業の自粛や営業時間を短縮する時短営業、②施設の供用や集会またはイベントの開催の自粛、(3) ①自宅等からの外出の自粛、②移動の自粛、特に都道府県境を跨ぐ移動の自粛等が要請された。

その結果、教団等において、閉鎖された議場に、多数の議員が集合し、論議を尽くす会議を開催することが不可能または困難となり、あるいは会議を開催することを自粛せざるを得ない状態となった。

また、感染症下における会議を通例通りに開催すべきか、特例として延期すべきか、あるいは不開催とすべきかについて、教団等においては是々非々の議論があり、安易に決着し得ない状況にある。

2 教団等における「会議」の意味

(1)「会議」とは

「会議」とは、字義的に「会して議する」ことであり、「人が会合して、評議する」こと（『広辞苑』）を意味する。

現象的には、会議の場で評議し表決する権限のある者（以下「議員」という。）が一堂に会して、意見を述べ、意見を聞き、討論し、表決すること等を意味し、機能としては、議論によって、問題を究し、方針を定め、方策を講じ、意思を決すること等を意味している。

教団等がその活動を行うために欠かせないのが、外部情報を入手し、分析・判断して意思を決定することを担う役職者や会議という機関である。

多くの教団等においては、情報を分析・判断し、意思を決定する機関として「会議」を置いており、極めて重要な位置を占めている。

(2) 教団等における会議の意義

教団等における会議の意義は、強く宗教的要素を担い、教義的根拠に基づくものであり、信仰的対応が求められるものであって、世俗の法律上の論拠によって左右されるべきものではない。

教団等における会議の意義を措定することは、聖書を根拠とするのは当然としても、その解釈も多岐に分たれ、神学的論拠に強く影響され、信仰・信条や憲法・規約に基づくことになり、歴史的背景や過去の伝統も無視できない。

しかしながら、以下に述べる法人法の論理は、教団等にも共通するものと考えられ、法人における会議の法理は、特段の事情のない限り、教団等に適用しても差し支えないものと考えられる。

3 感染症下における会議対応

感染症下においては、同一施設内または近傍に居住する数名の議員によって構成される会議を除けば、会議を召集または招集（以下「招集」という。）し、会議を開催することは容易ではない。

第一に、社会的制約から、移動、集会、会合等が困難であり、第二に、議員の感染予防という観点から、会議を招集するのが躊躇され、第三に、感染症の感染を拡大防止という視座から、会議を招集するのを不適當であると考えられるからである。

数名の議員による会議なら可能であっても、都道府県境を跨ぐ地域における数十名ないし百数十名の議員による会議や全国各地から数百名に及ぶ議員が参集する会議においては深刻な問題である。

各回の教会の教会員による教会員総会や教会総会においては、地理的範囲は狭いとしても、教会の施設および教会員の行動の可能性などから開催が困難となることも少なくない。

しかしながら、会議を招集し、会議を開催し、会議の決定を得ない限り、教団等の意思決定ができず、教団等の正常な活動が停止してしまい、緊急の感染症対応も決まることができない事態に陥ってしまう。

あらかじめ定められた非常事態に対応する規程があれば問題ないが⁽⁵⁾、それを欠く場合であっても、非常時における緊急の措置として、事後の正式な会議における承認を条件として、目下の緊急案件を通過させる例外的な措置も検討の余地はあろう⁽⁶⁾。

III 法人等における会議の対応

1 会社および一般法人の場合

(1) 会社法および一般法人法

教団等の会議の問題を考察するにあたり、株式会社（以下、この節において「会社」という。）および一般社団法人（以下、この節において「社団」という。）の株主総会および社員総会の決議、一般財団法人（以下、この節において「財団」といい、社団と財団を合わせて、この節においては「法人」といい、この節以外においては「一般法人」という。）の評議員会の決議、ならびに会社、社団および財団の取締役会および理事会の決議に関する、会社法および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の規定を参照しながら、比較検討したい。

(2) 株主総会および社員総会

会社の最高意思決定機関である株主総会の決議は、定款に別段の定めが

ある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行うものとされ（会社法309条1項）、一定数の株主の出席が求められている。

会社と同様に、社団の最高意思決定機関である社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うものとされ（一般法人法49条1項）、一定数の社員の出席が求められている。

しかし、第一に、①株主総会にあっては、株主は、「代理人」によってその議決権を行使することができるものとされ（会社法310条1項前段）、②社員総会にあっては、社員は、「代理人」によってその議決権を行使することができるものとされている（一般法人法50条1項前段）。

この「議決権代理行使」の規定により、株主総会や社員総会に出席することが困難な株主や社員は、株主総会や社員総会に出席することが可能な者を代理人として議決権を行使することができ、株主や社員の権利は守られることになる。

したがって、感染症下にあっても、感染症下における開催について株主や社員の理解が得られる状態であるなら、株主総会や社員総会を有効に開催することができる。

第二に、①株主総会においては、株主は、所定の事項を記載した「議決権行使書面」を会社に提出することによって議決権を行使することができ（会社法311条1項）、②社員総会においても、社員は、所定の事項を記載した「議決権行使書面」を法人に提出することによって議決権を行使することができる（一般法人法31条1項）。

この「書面による議決権行使」の規定により、株主や社員は、株主総会

(5) 教団等においては、危機管理および持続化計画として、平時から、防災、防疫、事故対応、テロ対策、情報管理等に関して、責任者の意識を明確にし、対応策を協議し、規程として定めておくことが必要である。

(6) ただし、あくまでも緊急の措置としてであって、1回を限度と考えるべきであろう。

や社員総会への出席が困難であり、代理人の適任者がいない場合であっても、有効に議決権を行使できる。

第三に、①株主総会においては、株主は、会社の承諾を得て、「議決権行使書面」に記載すべき事項を電磁的方法により会社に提供することによって議決権を行使することができ（会社法312条1項）、②社員総会においては、社員は、社団の承諾を得て、「議決権行使書面」に記載すべき事項を電磁的方法により法人に提供することによって議決権の行使を行うことができるものとされている（一般法人法52条1項）。

この「電磁的方法による議決権行使」の規定により、株主や社員は、株主総会や社員総会への出席が困難であり、代理人の適任者がいない場合であっても、有効に議決権を行使できる。

加えて、第四に、①株主総会においては、取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案した場合に、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなし（会社法319条1項）、②社員総会においては、理事または社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす旨が定められている（一般法人法58条1項）。

この「決議の省略」の規定によって、全員一致で可決されるような議案については、株主や社員の出席なく株主総会や社員総会の議決をすることができ、現実には、感染症下において、活用されている。

(3) 評議員会

財団における評議員会の決議は、原則として、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされ（一般法人法189条1項）、一定数の評議員の出席が求められている。

財団の評議員は、会社の株主や社団の社員とは異なり、特別に選任され

て当該職務を受任した者であるので、その議決権を他人に委任して行使すること（代理人による議決権行使）はできない。

また、評議員会には、株主総会や社員総会における「書面による議決権行使」「電磁的方法による議決権行使」のような規定は置かれていないので、これを採用することもできない。

しかし、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす（決議の省略）旨が規定されており（一般法人法 194 条 1 項）、「全員一致」という要件を満たすことができる限り、評議員の出席を得ないで評議員会の決議を行うことが可能である。

(4) 取締役会および理事会

会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされている（会社法 369 条 1 項）。

取締役会は、一定数の取締役が出席しなければ開催することができないが、取締役は、会社の役員として特に選任されてその職務を受任したものであるため、代理人によって議決権を行使することはできない。

また、取締役会は、書面や電磁的方法によって議決権を行使することができないから、取締役は、取締役会に出席して、議決権を行使しなければならない。

しかし、会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるものとされている（会社法 370 条）。

したがって、定款でその旨の規定をしている場合には、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき取締役の全員

が同意したときは、取締役の出席なく、取締役会の決議をすることができる。

ただし、監査役を設置する会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときは除外される（会社法 370 条）から、監査役を置く会社にあつては、監査役が異議を述べない場合に限られている。

なお、株主総会における決議の省略は法律上の規定であるのに対して、取締役会における決議の省略は、会社が特に定款で規定した場合に限って適用される規定であることに注意を要する。

感染症下において「取締役会の決議の省略」を適用しようとしても、あらかじめ定款に規定がなければ適用することはできないので、定款に規定がない会社にあつてこれを適用する必要に迫られた場合には、定款の変更をするほかない。

会社の定款は、株主総会の決議によって変更することができる（会社法 466 条）ので、感染症下で通常の株主総会を開催できない場合には、株主の理解と協力を得て、「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」または「株主総会の決議の省略」の規定を適用して、株主総会の決議を経て、定款を変更し、「取締役会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

法人の理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされている（一般法人法 95 条 1 項）。

理事会は、一定数の理事が出席しなければ開催することができないが、理事は、法人の役員として特に選任されてその職務を受任したものであるので、代理人によって議決権を行使することはできない。

また、理事会は、書面や電磁的方法によって議決権を行使することができないから、理事は、理事会に出席して、議決権を行使しなければならない。

しかし、法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を

可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるものとされている（一般法人法 96 条）。

したがって、定款でその旨の規定をしている場合には、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき理事の全員が同意したときは、理事の出席なく、理事会の決議をすることができる。

ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは除外される（一般法人法 96 条）から、監事が異議を述べない場合に限られている。

なお、社員総会における決議の省略は法律上の規定であるのに対して、理事会における決議の省略は、法人が特に定款で規定した場合に限って適用される規定であることに注意を要する。

感染症下において「理事会の決議の省略」を適用しようとしても、あらかじめ定款に規定がなければ適用することはできないので、定款に規定がない法人にあってこれを適用する必要に迫られた場合には、定款の変更をするほかない。

社団の定款は、社員総会の決議によって変更することができる（一般法人法 146 条）ので、感染症下で通常の社員総会を開催できない場合には、社員の理解と協力を得て、「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」または「社員総会の決議の省略」の規定を適用して、社員総会の決議を経て、定款を変更し、「理事会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

財団の定款は、「目的」および「評議員の選任および解任の方法」にかかる規定を除き、評議員会の決議によって変更することができる（一般法人法 200 条 1 項）ので、感染症下において通常の評議員会を開催することが困難な場合には、評議員の理解と協力を得て、「評議員会の決議の省略」の規定を適用し、評議員会の決議を経て、定款を変更し、「理事会の決議の省略」の規定を設ければ、これに対応可能となる。

2 宗教法人の場合

宗教法人法上、宗教法人に定められた会議はない。したがって、宗教法人法には、会議の決議に関する規定はない。

もっとも、宗教法人が、その規則によって、議決の機関に関する事項を定めた場合（12条1項6号）には、規則の当該規定に従って議決をしなければならない。

宗教法人法上、宗教法人には、3人以上の責任役員を置くべきことが定められ（18条1項）、責任役員が、規則の定めるところにより、宗教法人の事務を決定するものとされている（同条4項）。

そして、多くの宗教法人においては、その規則において、責任役員の全員によって責任役員会を構成し、責任役員の全員一致、責任役員の過半数などによる決議要件を定めている。

しかし、これらの宗教法人の規則においては、会社や一般法人の会議における「代理人による議決権の行使」「書面による議決権の行使」「電磁的方法による議決権の行使」「決議の省略」に相当する規定が置かれることは稀である。

そのため、感染症下において、責任役員の出席が困難な場合、責任役員会の開催が不可能となり、責任役員会の決議ができなくなっている。

一方、宗教法人が、その規則において、「責任役員会の決議」ではなく、「責任役員の決定」と定めている場合には、責任役員の出席した「会議」は必要ないので、感染症下において、責任役員の出席等が困難な場合にあっては、責任役員の決定をすることができ、宗教法人の運営を継続することができる。

なお、宗教法人の規則の変更は、会社や一般法人の定款の変更とは異なり、規則で定める規則変更の規定に従った手続きを了した上、所轄庁による規則変更の認証を受けなければならないので、容易ではない。

3 人格のない社団等の場合

法人でない社団等は、人格がなく、権利能力がない社団等という意味で

あるから、法律上の権利義務の主体となることはないはずであるが、昭和39年の最高裁判所判決⁽⁷⁾により、「人格のない社団等」として、一定の要件のもとに、人格が認められ、権利能力が認められている。

人格のない社団等も、売買、賃貸借、雇用、請負などの契約を締結することができ、民事訴訟、行政不服審査の当事者能力が認められ（民事訴訟法29条、行政不服審査法10条）、税法上、法人とみなされている（国税通則法3条、所得税法4条、法人税法3条、消費税法3条など）。

しかし、人格のない社団等には、その組織および運営に関する法律の規定は存しないから、当該社団等の運営に関する事項は、もっぱら当該社団等独自の規定するところによる。したがって、会議が当該社団等の意思決定に必要な社団等もあれば、会議を必要としない社団等もある。

教団等は、宗教法人となっていない場合には、人格のない社団等であるが、宗教法人になった（宗教法人法4条1項）としても、宗教法人として宗教法人法の規定が適用されるのは、「世俗の事務」に関する事項に限られ、「宗教活動」に関する事項には及ばない。「信教の自由」（日本国憲法20条）の要請による。

ここで、「世俗の事務」とは、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運用することをいい（宗教法人法1条1項）、「宗教活動」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成することをいう（宗教法人法2条）。

さらに、「宗教団体」とは、宗教活動を主たる目的とする、①礼拝の施設を備える教会、修道院その他これらに類する団体、および②これらの団体を包括する教派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体をいう（宗教法人法2条）。

「宗教法人」は、法律の規定に基づく世俗の組織であり、国家の法律の規定に基づいて規制され、行政庁（所轄庁）による行政処分の対象となるが、「宗教団体」は、宗教の教義に基づく聖なる組織であって、国家の法律による規制や行政指導を受けない。

したがって、宗教団体としての教団等は、もっぱら、その信仰告白、信

仰基準、憲法、教憲、教規、規約、教会法、教法その他の規範（以下「教憲等」という。）に基づいて律されることになり、宗教団体としての教団等の会議は、教憲等の定めるところによる。

歴史的な教会政治の類型として、「監督制」「長老制」および「会衆制」の3類型があり、長老制や会衆制では会議は必然であるが、監督政治では会議を必要としない。

したがって、会議の決議を必要としない監督制教会政治を採用する教団等においては、感染症下であっても、教団等の意思決定に支障を生じることはない。

会衆制教会政治における教会員総会が一般社団法人の社員総会に相当すると考えられる場合には、社員総会における代理人による議決権行使、書面や電磁的方法による議決権行使を準用して、感染症下における困難を回避することが可能である。

しかし、教団等における会議においては、社員総会とは異なり、代理人による議決権の行使を否定するところも少なくない。世俗の社員総会とは異なり、宗教上・信仰上の意思の表明に代理行使は不適切であると考えられるからである。

書面や電磁的方法による議決権の行使についても、これらを是とする教団等もあれば、宗教上・信仰上の理由により、信仰者である本人が現実に出席し、本人が現実に行使する必要があると考える教団等もある。

長老制教会政治は「会議制政治」と呼称されるように、会議を基本とする教会政治の形態であり会議体をもって教団等の主体と考えるだけに、感染症下における会議開催の問題は重大である。

意思決定機関としての会議であれば、代理による議決権行使、書面や電磁的方法による議決権行使が可能であったとしても、主体としての会議体にはありえないと考えられるからである。

長老制における会議体には、通例、総会、大会、中会、小会から成る階

(7) 最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決（民集18巻8号1671頁）。

層があり、各個の教会の政治を行う最下層の小会においては3人ないし10人程度で構成され、当該教会の牧師や教会員であることから、感染症下における影響も比較的受け難いと思料されるが、一定の地域の数十人ないし百人規模の中会、全国的な百人ないし数百人規模の大会、さらにその上の総会となるとその影響も大きい。

ただ、日常的に、比較的、深い意思疎通がはかられている小会にあっては、一般法人の理事会における決議の省略については、採用を検討する意味はあろう。もちろん、教憲等上の規定が必要なことは言うまでもない。

IV オンライン会議の可能性と問題点

1 オンライン会議の緊急導入

感染症が蔓延し、移動制限、三密回避、人流抑制などが求められる中、多くの一般企業においては、従業員の出勤を留めるための「テレワーク」を急速に推進し、対面式の会議を「オンライン会議」に転換するなどの方策を講じてきた。

「テレワーク」とは、古くから「遠隔勤務」の意味で利用されてきたが、現在では、インターネット回線を介して、あるいはインターネット上の仮想空間を利用して、業務を行うことを意味しており、従業員が会社や就業場所に出ることなく、自宅（在宅勤務）やサテライトオフィス（サテライトオフィス勤務）または移動空間（モバイル勤務）において、会社の業務を行うことを意味している。

テレワークは、従業員の勤務場所、勤務形態、その他の労働条件の変更を含むことから、就業規則の変更と行政官庁への届出が必要である（労働基準法89条）が、在宅勤務形態のテレワークの場合、労働時間の問題、施設や設備の使用の問題、通勤費や食費の問題のほか、業務上の秘密漏洩の問題や家族との関係の問題など複雑な要素を含んでいる。

「オンライン会議」とは、古くは、有線または無線の（固定または携帯の）テレビ電話による会議を意味していたが、現在ではインターネットの会議

システムを利用した会議（インターネット会議、ウェブ会議）を意味している。

インターネット会議には、インターネット上に用意された会議システム⁽⁸⁾を利用するクラウド型と自社内で専用のサーバーを構築して行うオンプレミス型とがある。

前者は、インターネット上に無料または有料で準備されたシステムを利用するもので、一定の知識と技能があれば直ちに利用できるというメリットがある反面、セキュリティの問題や利用方法が限定されるというデメリットがある。

後者は、セキュリティ・ニーズに合わせ、自社の必要に合わせてカスタマイズできるという利点があるが、サーバーの構築および維持に多額の費用がかかるという難点がある。

企業の場合、従業員のテレワークに合わせて、従業員の営業会議、遠隔地の営業所間の支店長会議、幹部社員による経営会議などをオンライン化し、取締役会のオンライン会議化へと至っている。

それに対応するかのようには、教団等を含む宗教団体においても、感染症化における対策としてオンライン会議を緊急に導入するところが多くある。

会議をオンライン化することによって、人流の抑制と三密の回避となり、感染症の感染予防および感染拡大防止になり、議員の感染症罹患のおそれの解消にも繋がることから、強く推進しようとする動きがある。

一方で、オンライン会議の何たるかも知らず、インターネット環境に関する知識も不十分で、コンピュータやスマートフォンの利用もなく、発言力の小さな議員など関係者の権利が制約されるなどの諸問題が発生している。

企業の自社内における諸会議であれば、自社のポリシーに従ったルール化によって自由に制度化することができ、それに対応できない者に特別の研修を提供し、あるいは相応の部所に異動する等の対応を取ることも可能であろう。

しかし、教団等の会議において、企業と同様の対応をとることは不可能であるし、不適切でもある。

2 会議の有効性

そもそも、教憲等において、教団等の会議については、「所定の日時に、所定の場所に、一定数の議員が出席し、出席した議員の一定数をもって議決する」旨が定められているにもかかわらず、所定の場所に議員が出席しないオンライン会議をもって、「会議」に代えることが可能であろうか。

会社法上、取締役会の決議は、「議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されており（369条1項）、取締役会の決議には、一定数の取締役の出席が不可欠とされている。

しかし、会社法施行規則（法務省令）において、取締役会の議事録に記載しなければならない事項として、「取締役会が開催された日時及び場所」が規定されている（101条3項1号）が、それには「当該場所に存しない取締役が取締役会に出席した場合における当該出席の方法を含む」との括弧書きがある（同号）。

「取締役会が開催された場所に存しない取締役」が「取締役会に出席した」とは、「取締役会が開催された場所以外の場所に存する取締役が取締役会に出席する」ことを想定したものであり、取締役会における取締役の出席とは、物理的な現実の出席に拘らず、オンラインによる出席を可としたものにほかならない。

それゆえ、会社法上、取締役会においては、取締役が取締役会の開催場所に物理的に出席しなければならないものとはされていないことになる。

同様に、一般法人法上、一般法人の理事会の決議は、「議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定されている（95条1項）が、その議事録の記載事項中「理事会が開催された日時及び場所」には「当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合に

(8)「Zoom」「Calling」「Microsoft Teams」「Skype Meet Now」「Google Meet」「Slack」「Chatwork」など。

おける当該出席の方法を含む」との付記があり（一般法人法施行規則 15 条 3 項 1 号）、理事会における理事の出席は現実の出席に限られるものでないことを明らかにしている。

また、平成 8 年 4 月 19 日、法務省民事局参事官室は、テレビ電話会議システムを利用した取締役会の開催について、「取締役間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」である場合には可能である旨の解釈を示している。

つまり、取締役会の開催場所に現実に出席しているのと同様に、自由に発言でき、他の出席取締役の表情や発言が即座に確認でき、会議としての要件を充足しうるなら、オンラインでの会議も有効であるということである。

ただ、他の出席者全員の画像と音声とが同時に見聞できなければならないので、数名ないし十数名の会議には適用できるが、それ以上の出席者がいる場合には、事実上、採用することは困難である。

さらに、平成 14 年 12 月 18 日、法務省民事局商事課長は、株式会社登記の申請書に電話会議の方法による取締役会議事録を添付した申請があった場合について、「同議事録は、出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる会議の議事録として、適宜な取締役会議事録と認められる」とし、本件登記申請を認めて差し支えない旨を通達している。

会社法は、取締役会について、全員の同意がある場合には、決議の省略を規定していることを考えれば、電話であれ、書面であれ、電磁的方法であれ、議決権を有する取締役の全員の同意があれば、有効な取締役会の決議とすることができるものと考えられる。

法務省のこの解釈は、取締役会と同様に、一般法人の理事会や財団の評議員会にも適用できるものと考えられる。

株主総会や社員総会にあっては、代理人による議決権の行使や書面また

は電磁的方法による議決権の行使が認められていることもあり、テレビ会議システムの利用も可能なものと考えられるが、出席となる株主や社員が十数人を超える場合には、事実上、採用が困難であろう。

宗教法人の責任役員会については、このような規定がないから、規則に特段の定めがない限り、責任役員の現実の出席が必要となるが、叙上のような法務省の解釈を適用することに、特段の問題があるとは思われないが、如何であろうか。

3 オンライン会議の能力

議案に対して議員全員が完全に合意しており、議論を交わすことも、意見の交換も必要ない場合には、電話であれ、書面であれ、電磁的方法であれ、オンラインであれ、形式的には疑義があるとしても、実質的には、会議としての問題はない。

そもそも会議の重要性は、意見が異なり、種々の見解があり、利害が交錯している場合に、意見を集約し、見解を統一し、利害を調整することにあるからである。

特に、内部に大きな反対論や反対者・反対勢力がある場合や、一方で特別の利益や特権・特典が生じ、他方で深刻な損害や多大な負担が及ぶような場合に、教団等としての見解を統一し、対応を調整し、内部に亀裂や分裂を起こすことなく事態を進展させるに、会議は極めて重要な役割を演じる。

したがって、教団等の会議とは、議員の出席を求めて、議員が一堂に会して、討議しなければならないような種類の会議であるから、書面や電磁的方法による議決権の行使や電話による会議では不都合である。

その場合に考えられるのは、現実に出席した会議と同様であると評価される「オンライン会議」であり、今般の感染症下においても、多くの教団等で採用されたところである。

ただし、オンライン会議の有効性については、法的な解釈の問題以上に深刻な問題があることを忘れてはならない。それが、「オンライン会議能

力」の問題である。

オンライン会議能力とは、オンライン会議を実行しうる能力という意味であり、物的および人的の二要素がある。

その一は、オンライン会議を実行する物的要素であり、①会議を齟齬なく実行しうる機能を有するハードウェア上にロードされたソフトウェアで運営されるコンピュータと、②会議の規模に応じた十分な容量を有する通信回線などの通信環境、③議員全員の画像を撮影するカメラ、その画像をリアルに表示しうる程度の大きさのディスプレイ、議員全員の音声を細大漏らさず明瞭に拾うマイク、その音声をクリアに伝えるスピーカ、④そのための電源、および⑤オンライン会議を実行するための空間（会議室）である。

会議の議長となる議員の存する教団等の設備は十分であり、完全であったとしても、議員のうちの一人にでも、これらの要素の一つでも充足できない者があり、十分に会議を進行できないとしたら、会議としては無効とならざるを得ない。その者の議員としての権利を制限し、あるいは剥奪することになるからである。

その二は、オンライン会議を行う人的要素であって、上記の設備を用いて、円滑に会議を進行することができる各議員の能力である。ホストとなる教団等の側では十分な知識や技能を有したスタッフがいたとしても、各地で（自宅や教会で）会議に参加する議員にそれが欠ける者が一人でもあれば、会議は有効に成立しえない。

コンピュータはもとより、スマートフォンすら使ったことがないという議員もある中でオンライン会議を半ば強権的に実行したような場合には、会議の無効を主張されかねない。

議員全員の理解と了解を得た上で、議員全員の合意によりオンライン会議を導入したのであれば問題ないが、「感染症下における緊急事態だから」という理由で、議員全員の同意を得ることなく、「緊急の措置」として導入した場合にも同様の問題が発生する。

オンライン会議に習熟していない議員やコンピュータの操作すら十分

でない議員にとっては、法的な根拠のない議決権の制限であり、議員資格の剥奪となりかねないからである。

そうでなくても、オンライン会議においては、「十分な意見を述べる事ができなかった」「討議が不十分である」「反対であったのに賛成扱いされた」「議長や議員の声がよく聞き取れなかった」「画面に示された資料が読み取れなかった」等々の苦情があり、これらの課題を克服することがオンライン会議の有効性の要件であると考えられる。

4 本人確認と部外者対応

オンライン会議の最大の問題点は本人確認にある。

議員が一堂に会する会議においては、議員の本人確認はほぼ間違いない。仮に、議員でない者が議員として受付を通過したとしても、議場においては、他の議員に見抜かれ、議事に参加することはありえない。

このように、教団等の会議においては、通例、議員の全員または大部分が顔馴染みであり、議員でない者が平然と議員席に着ける状況にはない。

しかし、オンライン会議においては、議員の本人確認は極めて困難である。ディスプレイ上に本人として表示された画像が真に本人のであるという保証はないからである。

無関係な第三者が議員になりすます場合もあれば、議員本人の依頼により議員本人の代わりに議員として会議に参加する場合もある。本人の依頼による場合では、オンラインのIDやパスワードも知らされ、本人の画像も提供されるから、議員の真偽を断じるのは容易ではない。

議員の出席は、会議の成立要件であるし、議決の要件でもあるから、極めて深刻な問題である。

さらに、議員として画像に現れている者だけが会議に参加しているとは限らないことも、オンライン会議では危惧される。議員の背後に部外者がいる可能性があるからである。

通常の会議でも、外国語通訳、手話通訳、筆談通訳者、車椅子補助者などが、許可を得て、議員と共に出席することはあり、オンライン会議にお

いても、これらの者が許可を得て陪席することに問題はない。

オンライン会議特有の問題として、議員として認識できるのは、画像に映された者だけということである。誰が議員と共に会議に陪席していたとしても、当該議員が申告しない限り、知られることはない。

そのため、誰かが議員の傍にいて、当該議員の発言を留め、特定の意見を述べさせ、賛成または反対の表決をするように誘導した場合、その事実が知られることなく、会議の決定が為されてしまう危険がある。

5 議事の進行と不正

オンライン会議で危惧される一つに、議事進行の妥当性と議事進行上の不正に関する問題がある。オンライン会議システムの運用に関する全権は、議長のホスト側にのみ存しているからである。

集合型の会議であれば、「異議あり！」との発声で、議長の議事進行や会議の指揮を留まらせることができ、議員の異議を聞き、動議を認め、会議を正当に進めることができる場面であったとしても、オンライン会議の場合には、議員の異議が議長に認識されず、異議を無視した決議がされてしまうおそれがある。

議員の操作不慣れもあれば、議員の発言が聞き取れないこともあり、システム上、複数の同時発言は制限され、一人の議員の発言に反対する他の議員の強い発言によって発言中の議員の発言は消されてしまい、議長の発言中は他の議員の発言ができないなどのシステム上の問題点もあるが、議長・ホスト側の意図的な議事進行によって、議員の異議、反論、反対、動議、発言等を制限することもありうる。

議案に対する議員の表決も、オンライン上の投票システムを利用する場合、表決に際しての「賛成」と「反対」の押し間違いが想像以上に多く発生しているし、対面式の会議における挙手とは異なり、議員の表決状況は議長にのみ知られる一方、一般の議員には他の議員の表決が全くは知り得ない状態であることから、表決に関する不信も生まれ、「不正な決議」との主張がなされ、「決議の無効」が申立てられるなどの問題も生じている。

無記名表決とする議案以外の場合には、議長ホスト側のコンピュータだけではなく、全議員のパソコン等の端末のディスプレイ上に、他の全議員の画像と共に「賛成」「反対」の表決の表示を明示するシステムを用いることも必要である。

本来、会議には、許された傍聴者を除き、議員以外の者は入室できないが、オンライン会議においては、議員でない者が議員の背後で傍聴することが可能となっていること、看過できない点である。

6 システム障害

オンライン会議においては、システム障害の問題を軽視できない。

コンピュータやネットワークにおけるシステム障害は、極めて精密に設計したとしても、完全に防止することは不可能であるし、ハッキングを受けた場合の被害は計り知れない。

それほど高度なシステム障害やハッキングの問題ではなく、教団等のオンライン会議において使用されるコンピュータやインターネット上の軽い障害であっても、教団等における会議としては、重大な障害となり得る。

たとえば、ホスト側の単純な操作ミスによって、会議システムが終了されてしまうこともあれば、インターネット接続が切断されてしまうこともあり、議員の発言を消音にしてしまい、賛否の投票が正確に反映されないこともある。

ホスト側においては、コンピュータ、インターネット、会議システムなどに習熟した担当者が配置されるとしても、個人用パソコンを用いて会議に参加する議員個人の場合には、些細な操作ミスや勘違いなどによって、会議システムから退席してしまい、欠席扱いとしてしまい、ビデオ・オフや音声ミュートとしてしまうことも起こっている。

自宅または教職館などから参加する議員側においては、電力会社による切電、落雷、暴風雨等による停電、他の電気機器の障害によるブレーカーオフ、接続コードの引抜きなどによって、コンピュータが停止され、インターネット接続が切れてしまう場合があることも想定しなければならな

い。

したがって、オンライン会議を行うには、「不測の障害が起り得る」という認識のもと、オンライン会議の招集通知において、①会議中に生じた故障や障害その他の事故に対応する方法、②議員が対処できない障害に対応する事務局の電話番号、③最終的に障害が解決しなかった場合の対処を周知することが適切である。

そして、会議中に出席中の議員の一人から、障害の通知があった場合には、直ちに議長に報告し、一時、会議を休止することが必要である。議員の権利を不当に制限することがないようにするためである。

7 個人情報保護と秘密保持

宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報等を取扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務に関する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第4章の規定は適用されない（76条1項⁽⁹⁾）が、会議における個人情報の保護は重要であり、会議の場で明かされる教団等や個人の秘密は遵守されなければならない。

集合型の会議においては、議場で配布された会議資料は、①議場外に持ち出さないこととし、②議員が退席する際には回収することによって、それらに記載された情報や秘密は一応守られることになるが、オンライン会議であれば、会議資料は事前に郵送するか、ネット上からダウンロードする形で配布することになり、議員に「会議終了後の焼却」を求めたとしても履行されるとは限らない。

書面の資料だけではなく、会議中に画面で表示され、音声で出された情報や秘密についても、「録音録画禁止」が徹底されるとは限らない。ホスト側で録音録画の制限をかけたとしても、スマートフォンやカメラ、ICレコーダ等で容易に録音録画できるからである。

したがって、教団等のオンライン会議においては、議題および審議の内容が、自ずと限られたものにならざるを得ない。

8 会議の本旨

教団等の会議は、会社や一般法人のように財務上・営業上の同意を得るものという性格ではなく、宗教上・信仰上の事項を討論・審議し、基督の体である教団等の意思を決する会議であるという認識から、議決権の代理行使、書面や電磁的方法による議決権行使を不適切であると考えるところが多い。

教団等の歴史上、オンラインによって理を議し、事を決するという前例はなく、オンライン会議は想定外の事項であるだけに、根本的に、聖書の解釈から始め、神学上の議論を経なければならない問題である。

事業報告や決算、事業計画や予算の承認を主たる議題とする会社や一般法人の会議（場合によっては、数分で終結する「シャンシャン総会」）とは異なり、教団等の会議においては、宗教的理念や信仰の問題、教理、教義、神学、歴史、慣習等に深く根を下ろし、真剣な論議が求められ、安易な妥協ではなく、徹底した議論を重ねる必要があり、オンライン会議では対応できない面も露呈されている。

V 感染症下における会議対策

1 緊急の対応措置

感染症下における会議対応として、第一に、感染症の蔓延等が予見されず、教団等において、感染症下における会議の体制が整う前に会議の開催を必要とする緊急の事態に至った場合について検討する。

-
- (9) 利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等、データ内容の正確性の確保等、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、第三者提供の制限、開示、訂正等、利用停止等など（15－28条）。
- (10) ただし、個人データまたは匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いにかかる苦情の処理その他の個人情報等の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければならない（76条3項）。

後述するように、会議に関する規定を変更するには教憲等や規則の変更を必要とするが、通例、教憲等や規則の変更には会議の開催を必要とするから、会議の開催が困難な事情にある状況の下においては、会議に関する規定を変更しないで、現行の会議に関する規定の枠内で事を論じなければならない。

今般の感染症下において、いくつかの教団等においては、「緊急事態だから」という単純な理由で、「規定外の事をして許される」という安直な判断から、十分な考察や配慮をすることなく、一般企業に関する報道等を参照して、オンライン会議で結了している。

反面、いくつかの教団等においては、緊急事態であるという状況を踏まえながらも、既存の教憲等や規則を慎重に検討し、緊急避難的な臨時の措置としても、「例外は許されない」との判断をしたところもある。

この場合、例年通りの会議は開催できないのみならず、オンライン会議も開催しないのであるから、執行部の責任は重く、執行部に対する非難も想定される。それでも、誤った会議を開催して、不法な、または不適切な決議を経て事を進めるより、あえて踏み留まって将来に禍根を残さない判断をしたものと思料される。極めて重い判断であり、苦悩に満ちた判断であったと思料される。

この例が示すとおり、仮に、臨時の、緊急措置として、オンライン会議を導入するにせよ、「臨時」「緊急」だから「何をしても許される」ということではなく、叙上検討した諸問題を克服しなければならない。

「非常時における緊急の措置」として、オンライン会議を導入する場合には、最低限履踐することが必要な手順が「全議員の同意を得ること」である。

会議であれば、あるいは過半数の賛成で、あるいは3分の2以上または4分の3以上の賛成で可決される問題であるが、何の準備もなく、突然、オンライン会議を導入するということは、議員の権利を制限することになる会議の根幹に関わる問題であり、議員の資格を剥奪することになる教団等の存続の根底に属する問題であるからである。

議員の同意を得る方法も重要な課題ではあるが、この点は、事情を参酌して、電話、ファックスまたはEメールで得ることで足りるものとする。

その上で、オンライン会議を開催した場合には、当該会議における決議は、将来において再吟味するものとし、将来に無効とされる余地も残しておくことが適切である。

この点について、「文化庁に尋ねたところ、『適法である』との回答を得たので、問題ないとしてオンライン会議で決議した」という教団等がある。

なるほど、教団等において、オンライン会議が適法な会議として承認されているなら、その適法性に問題はない。しかし、教団等の内部において、当該会議の議員の一人にでも異議があるなら、有効とはならない。

文化庁の言う「オンライン会議でも有効である」とは、当該法人が、オンライン会議を、①適正な手続きを経て、②適切な会議システムとして採用し、③法人内部で反対や異議がないなら、④「行政手続上は適法なものとして扱う」という意味であるにすぎない。

決して、⑤法人内部で反対や異議があろうとも、⑥当該会議の議員間に差別や不利益や権利制限などがあろうとも、⑦不正または不当に強行されたものであっても、⑧「公私の法律上、有効な会議である」という意味ではない。

仮に、教団等の内部に反対や意義を述べる者があつたのにもかかわらず、文化庁が言うのだから問題ないと考えて、安易に、オンライン会議を強行したとしても、反対の議員から「不当に議決権の行使を制限された」等として「会議無効確認の訴え」が提起されれば、裁判所は会議の無効を判決する可能性が十分にある。

その結果、無効とされた会議によって決定された事項はなかったことになるから、当該決定に基づいてなされた事項の原状回復が求められることになる。

もちろん、それと同時に、それを決した役員の解任が求められ、議決権の行使ができなかった議員に生じた損害の賠償が求められ、無効となった事項による原状回復で被る法人の損害の補填が求められることになるで

あろう。

なお、感染症下における緊急対応として、議員を対象として、オンライン会議におけるオンライン対処能力を補完する研修を実施することが必要であるとする。これを履行したか否かによって、将来におけるオンライン会議の有効性の判断も左右されることになるものとするからである。

さらに、現時点で、緊急のオンライン会議を行う場合、オンライン会議に対処できない議員については、対面式の会議を併用するハイブリッド方式とすることも有用であろう。

2 恒常的な教憲等や規則の変更

会議に関する定めは教団等において重大な事項であり、必ず教憲等に規定されているものであるから、会議に関する規定を変更しようとしたら、教憲等の変更をしなければならない。

宗教法人の規則の変更は、規則の変更に関する所轄庁の認証書の交付によって効力を生じる（宗教法人法 30 条）から、規則を変更しようとしたら、法人内部における規則変更の手続きを踏んだ後（同法 26 条 1 項前段）、所轄庁に規則変更の認証申請をして（同法 27 条）、規則変更の認証を受けなければならない（同法 26 条 1 項前段）。

宗教法人の規則の変更が登記事項（同法 52 条 2 項）に該当する場合には、変更を生じた時から 2 週間以内に変更の登記をしなければならない（同法 53 条）が、変更が会議に関する規定のみであれば、通例、登記事項に該当しないから、その必要はない。

言うまでもなく、教憲等や規則の変更は容易な事項ではないのみならず、教憲等の変更をしようにも、教憲等の変更を審議し決定する会議そのものを開催できないのであるから、教団等の活動は頓挫してしまう。

なお、オンライン会議の導入にかかる教憲等や規則の変更をする場合には、同時に、オンライン会議の運営に関する規程を制定し、オンライン会議の明確な規定化を進めなければならない。

テレビ、新聞、週刊誌、インターネット等で報道され、掲示されているオンライン会議の情報は、ほとんどが営利企業における従業員による営業や事業に関する会議であって、法人の意思決定にかかる「法律上の会議」ではないから、参考にすることは差し支えないが、それをそのまま導入することはできないと考えるべきである。

3 将来的な展望

将来的には、オンライン会議は必然であるし、会議の通常の形態となるであろうと考えられる。

したがって、教団等においては、オンライン会議の問題を、単に一時的な問題として考えるのではなく、恒久的な制度変様の問題として捉え、①設備等の設置を進め、②会議制度上の問題点を精査し、③教憲・規則の変更や新たな規程の制定を準備し、④現在の議員のみではなく、すべての教職者や信徒を対象とした研修を重ねるべきである。

コンピュータ、インターネット、オンライン会議などに関する技術上の問題は、高齢者を対象に考えられやすいが、現実の問題としては、高齢者が習熟していて、若年層が劣る場面も多々ある。

あるいは、ゲームやSNS、動画や画像編集では慣れていても、会議の進行や記録については知らないということもあろうし、本稿で考察したような教団等における会議特有の問題については理解が及ばないということもあろう。

視聴者や読者の受けを狙ったメディア流のセンセーショナルなラベリングに惑わされることなく、専門的知識のある者も、何の知識も経験もない者も含め、まったく新しい課題として、「教団等におけるオンライン会議」というテーマで物を考えることが必要である。

すでに企業では起こっていることであるが、オンライン会議が通常の会議となる場合に備えて、単に、コンピュータやインターネットなどの技術的・機器的な整備を急ぐだけではなく、会議に参加する議員の「会議室」について、具体的にかつ積極的に考察し、急いで整備する必要がある。

現行では、集合型の会議として、公共交通機関の利便性があり、自家用車のための駐車場があり、議員が会議に専念できるような、冷暖房や照明が効き、騒音等が少なく（あるいは防音であり）、全議員を収容できる広さの会場が求められ、付加的には、会議途中の昼食や夕食の提供可能性もあげられているが、オンライン型の会議では、会議場として求められてきたこれらの要件は、すべて無用のものとなる。

現行では、「会して議する」のが基本の会議であるが、将来的には、各地各所にある議員がインターネットを「通じて議する」のが会議となろう。

各地各所にある議員が、公正に「通じて議する」ために、各議員に平等な「会議室」を提供する必要がある。「通じる」場所の不等によって、会議における議員の不平等が生まれるおそれがあるからである。

現行の会議では、議員の平等性は、同一の会議場に参集することによって担保されているが、オンライン会議においては、たとえば、一方で、個室の執務室があって、外部の騒音や諸事に翻弄されることなく会議に集中できる議員と、他方で、広くない自宅や教職館で、家族共通の居間にて、数人の未就学の子がおり、中学生・高校生の受験生がおり、配偶者による家事が行われ、外部からの訪問者もある環境とでは、議員の平等性が担保できるとは思われない。

そのために、現行であれば、会議の都度、一つの広い会議場を手配していたのと同様、オンライン会議では、議員ごとに、個室の会議室を確保して、案内することにならなければならない。

そのための経費は、現行であれば、広い会議場の確保のほか、交通費や駐車料等の負担が必要であるのと同様、オンライン会議では、交通費等はほぼ不要になる分、多数の小さな会議室の確保の費用に転じることになる。

教団等において、一の会議または多数の会議が頻繁に、または短期間に定期的で開催されるようであれば、教団等の施設として会議室を設けることもあれば、貸会議室やサテライトオフィス、貸区画を利用することも可能であろう。

結

以上総じて、オンライン会議の導入については、次のことが言える。

第一に、定時株主総会のように、単に「決議するだけ」の会議なら比較的容易にできるが、「議員の声を聞く」ことが本来の目的である会議では、慎重な検討が必要である。

第二に、ハードの面で、オンライン会議に必要な通信機器（コンピュータ）がなく、通信環境（LAN、Wi-Fi）を有しない議員が一人でもいたら導入できないし、第三に、ソフトの面で、オンライン操作が困難な議員が一人でもいたら導入できない。

第四に、現状では、①議員数の多い会議に導入することは不可能であり、②長時間の審議が必要とされる会議には不向きであり、③深刻な内容や重大な案件を扱わなければならない会議には導入すべきでないし、④個人情報、個人の秘密、プライバシー、教団等の秘密などが絡む会議では禁止すべきであろう。

第五に、オンライン会議に関する議員の技術が十分でなく、習熟度が足りない現状においては、議員の操作ミスや事故などによる、異議の処理体制を構築しておく必要がある。

内容的には、①「反対」なのに、誤って「賛成」のクリックをしてしまった、②「質問」や「発言」したかったが質問や発言の仕方がわからなかった、③「採決」に異議があったが、「異議」が伝わらずに「採決」されてしまった、④「発言」が許可されて、熱弁を奮ったがミュートのままだった、⑤発言者の「発言」が雑音やタイムラグ、通信容量、スピーカなどの問題で、よく聞こえず、「意味不明」のまま終わってしまった、⑥会議の途中で、停電、落雷、議員のミス、議員以外の者の行為などによって電源、通信回線、Wi-Fi が切れてしまった、⑦会議の日時に、会議のシステムに入室できなかったなどということが考えられる。

これらの事由は、会議の無効要件ともなりうるので、議長・ホスト側に、

複数の固定電話および携帯電話を備え、会議の招集通知において、その番号や異常があった場合には直ちに連絡の旨を周知しておく必要があるだろう。

将来的には、オンライン会議が必然となり、当然のこととなろうが、現時点においては、議員の一人にでも、権利制限や不利益となる状況があるなら、会議が無効とされる可能性があるから、慎重な見当が求められる。

すでに、感染症下にある現在においては、将来のオンライン会議体制の構築に向けて進めなければならないことは明らかである。

教団等においては、教団等の独自性に立脚し、各自の教団等におけるオンライン会議のあり方に関する研究を進めると同時に、教団等の会議の議員を含め教団等の教職者および教会員に対するオンライン会議に関する研修を実施することが緊要である。

本稿脱稿後、国会におけるオンライン会議に関する論議の報に接した。

日本国憲法に、「両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」と規定されており(56条)、対面的・集会的な出席が求められる一方、オンラインでは「出席」に当たらないのではないかという論議である。

加えて、オンライン会議では、「両議院の会議は公開とする」(日本国憲法57条1項本文)にも反し、違憲であるとの見解も論じられている。

本稿において教団等の会議の問題として論じたことが、国会の場においても、ずいぶん時間をおいて、会議の問題として論じられることになっているのである。